

# 業務提携契約書

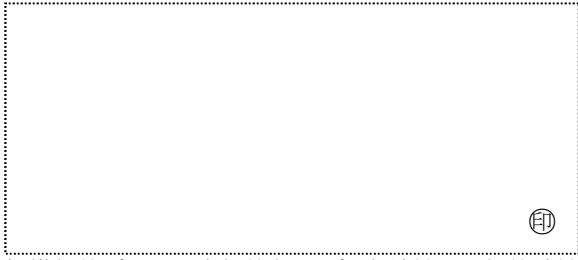
年 月 日

(甲)

(乙)



印



印

上記の者は、乙が行う自動車リース事業に関し、次のとおり業務提携契約（以下、本契約という）を締結し、契約締結の証として本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、各1通を保有します。

## 第1条（目的）

本契約は、甲が乙の自動車リース事業に係る営業方針と商品内容を理解・尊重し、乙と緊密に協調してその自動車リース事業の拡大に協力することにより、甲乙相互の業績の向上を図ることを目的とします。

## 第2条（甲の協力業務）

- （1）甲は、乙に対し次に掲げる協力業務を行うものとします。
  - 乙の自動車リース事業を支援するための情報、資料等の提供。
  - 乙に対する顧客の紹介。
  - 顧客の信用状態に関する資料、情報等の提供及び収集への協力。
  - 顧客に対する営業活動。
  - 自動車リース申込書の回収。
  - 自動車リース契約書の締結・回収への協力。
  - 物件受取証の回収への協力。
  - 与信事故発生の際の協力。
- （2）乙は、顧客のうち乙が既に契約実績がある顧客及び営業活動を行っている顧客については、甲の協力を求めないものとします。但し、乙が甲の協力を必要と認めた顧客についてはこの限りではありません。

## 第3条（乙の業務）

- 乙は、本契約及び個別の自動車リース契約に基づき、乙自ら、又は乙が指定する者を通じて、次の業務を行うものとします。
- 甲に対する教育、情報、資料の提供。
  - 顧客に関する与信判断。
  - 自動車リース見積書の作成。
  - 自動車リース契約書の作成及び締結。
  - 契約対象車両の仕入、保有及び資産償却。
  - メンテナンスリース契約におけるメンテナンスサービス。
  - 自動車損害賠償責任保険の付保。
  - 自動車保険の付保。
  - 自動車リース契約満了時における対象車両の売却処分。
  - その他自動車リース契約に基づく賃貸人としての業務。

## 第4条（与信判断）

乙は、第2条に基づき甲が紹介した顧客（以下、顧客という）の与信判断を自らの責任と判断において行い、問題がないと判断した場合に限り、顧客との間で自動車リース契約を締結するものとします。

## 第5条（業務協力手数料）

- （1）乙は、乙が顧客に対し初回見積書を提出した後6ヶ月以内に、前三条に基づき顧客との間で自動車リース契約を締結した場合、その契約につき次項に定める業務協力手数料（以下、業務協力手数料という）を甲に対し支払うものとします。なお、甲は業務協力手数料を甲の所得の確定申告書の事業収入に計上するものとします。
- （2）業務協力手数料は自動車リース契約に基づく車両1台あたり30,000円（税別）とします。但し、再リース契約を除くものとします。リースバック契約に関しては甲乙間にて別途協議するものとします。なお、複数の協力者の協力を得た場合、乙が複数の協力者に支払う業務協力手数料の合計額も同様とします。
- （3）当該リース料が一般的料率に比べ著しく低いと乙が判断した場合、リース期間が法定耐用年数より著しく短い場合、又は第3条に定める乙の業務の一部が自動車リース契約から除外される場合等特別な理由があるものは、甲乙協議のうえ前項の業務協力手数料を変更できるものとします。

## 第6条（支払方法）

乙は、甲に対する業務協力手数料をリース開始月当月末締翌月末日に銀行振込にて支払うものとします。

## 第7条（保険）

- 個別取引に自動車損害賠償責任保険(以下自賠責保険という)又は自動車保険が含まれる場合、その取扱いは次のとおりとする。
- （1）乙は、甲を保険代理店として自賠責保険及び自動車保険を付保する。
  - （2）乙は、甲が乙に紹介した顧客の保険（損害保険・生命保険）を原則として取り扱わないこととする。但し、当該顧客から乙に対して申込みがあった保険については、甲、乙誠意をもって協議のうえ、その取扱いにつき決定するものとする。
  - （3）乙が前号に違反し、甲に損害が生じた場合は、乙は甲に対し、その一切の損害を賠償するものとする。

## 第8条（契約解除）

- 甲が次の各号の一つにでも該当した場合、乙は催告を要しないで本契約及び甲乙間に締結されている一切の契約を解除することができます。なお、乙の甲に対する損害賠償の請求を妨げません。
- 1.本契約又は甲乙間に締結されている契約に基づく支払いを1回でも怠ったとき。
  - 2.本契約の条項又は本契約以外の乙との取引約定に違反したとき。
  - 3.仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立て、公租公課の滞納処分又は保全差押えを受けたとき。
  - 4.支払停止の状態に陥り又は破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てを受け又はこれらの申立てをしたとき。
  - 5.小切手又は手形の不渡りを1回でも発生させたとき。
  - 6.営業を廃止し若しくは解散の決議をしたとき、又は官公庁から営業許可の取消し、業務停止、その他の業務継続不能の処分を受けたとき。
  - 7.死亡したとき又は刑事上の訴追を受けたとき
  - 8.営業が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

## 第9条（秘密保持）

- （1）甲は、本契約の履行に関し知り得た乙の技術上、営業上の一切の秘密を他に漏洩しないものとします。
- （2）甲が前項に違反し、乙に損害が生じた場合は、甲は乙に対し、その一切の損害を賠償するものとします。

## 第10条（類似行為）

甲は、本契約と同一趣旨の契約を乙以外の第三者と締結する場合は、事前に書面で乙に通知し、承諾を得るものとします。

## 第11条（有効期限）

本契約は、締結の日から2ヶ年有効とし、以後については期限満了の3ヶ月前までに当事者の一から他の当事者に対する書面による意思表示がない限り、更に1ヶ年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。

## 第12条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を唯一の管轄裁判所とすることに合意します。

## 第13条（反社会的勢力の排除）

- （1）甲は、本契約締結時及び本契約期間中、甲が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他の反社会的勢力又はその所属員（以下、暴力団等反社会的勢力という）ではないことを乙に対して表明・保証します。
- （2）甲は如何なる場合でも、甲が暴力団等反社会的勢力ではないことに関する乙による調査に協力し、乙が必要とする場合、当該調査に必要な情報を提供します。また当該調査のために乙が甲の情報（個人情報を含むが、これに限らない）を第三者に提供することに、甲は異議なく同意します。
- （3）甲が、第1項の表明・保証若しくは第2項の協力義務に違反し、又は、自ら若しくは第三者を通じて、次の各号に掲げる行為を行った場合には、いずれも、乙は催告を要しないで本契約及び甲乙間に締結されている一切の他の契約を同時に解除することができます。
  1. 乙又は乙の従業員その他関係者に対して粗暴な言動をし、又は不当な要求をすること
  2. 風説の流布、偽計又は威力によって乙の信用を毀損し又は乙の業務を妨害すること

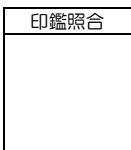
## 第14条（契約条項の変更）

本契約条項の変更は、甲及び乙の記名押印ある書面によってのみなされるものとします。

## 第15条（疑義の解釈）

本契約に定めのない事項、その他本契約に関し生じた疑義については、甲、乙誠意をもって協議のうえ、決定するものとします。

以上



印鑑照合

（手数料）0905LA172